

**甲府市公共施設LED照明整備事業
要求水準書**

甲 府 市

令和8年5月

- 目 次 -

1. 基本的事項	1
(1) 事業名	1
(2) 本要求水準書の位置付け	1
(3) 事業概要	1
(4) 履行場所及び対象設備と物件	1
(5) 履行期間	1
(6) 業務範囲	1
(7) 用語の定義	2
(8) 遵守すべき法令等	2
(9) 参考図書	3
2. 要求水準	3
(1) 現地調査・設計に関する要求水準	3
(2) 機器に関する要求水準	4
(3) 更新業務に関する要求水準	5
(4) 工事監理に関する要求水準	6
3. 検査	7
(1) 受注者の自主検査	7
(2) 発注者の検査	7
4. 完成図書及び完成図	7
(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）	7
(2) 検査時提示書類（提出不要）	8
(3) 完成図（配電図、電灯平面図、灯具姿図等）	8
5. その他	8
6. 問合せ先	9

1. 基本的事項

(1) 事業名

甲府市公共施設LED照明整備事業

(2) 本要求水準書の位置付け

本要求水準書は、甲府市（以下「発注者」という。）が、甲府市公共施設LED照明整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「受注者」という。）を募集及び選定における「募集要項」と一体のものとして提示するものである。

また、本要求水準書は、受注者の遂行する事業に関する要求水準を示すものである。

なお、本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない項目であっても、本事業を実施する受注者の責任において、完備また遂行するものとする。

(3) 事業概要

本事業は、120の公共施設等を対象とし、敷地内にある照明器具（蛍光灯、水銀灯など）を全てLED化する電気工事である。

(4) 履行場所及び対象設備と物件

ア 履行場所 市内全域

イ 予定施設数 120施設

ウ 予定台数 10,069台

エ 予定灯数 14,556灯

※ 対象施設は、別紙「施設一覧表」を参照すること。なお、各施設の合計数量については現地調査を行った上で算出したものであるが、「甲府市教育研修所」、「甲府市立甲府商業高等学校」及び「甲府市立甲府商科専門学校」については、竣工図から合計数量を算出。

(5) 履行期間

契約締結日の翌日 から 令和10年（2028年）3月17日（金）まで

(6) 業務範囲

本事業の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 総括業務

(ア) 発注者との連絡調整、事務書類のやり取り

(イ) 設計・施工監理役割及び施工役割との連絡調整、監督業務

(ウ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ 設計・施工監理業務

- (ア) 施設との連絡調整
- (イ) 現地調査（既設照明器具やアスベスト含有財使用状況等 L E D 化に必要な調査）
- (ウ) L E D 化に関する図面作成
- (エ) 施工の監理監督業務
- (オ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ 施工業務

- (ア) 施工前後の照度・絶縁抵抗測定
- (イ) 既存照明器具の撤去
- (ウ) 新設照明器具の設置
- (エ) 近隣対応・対策業務
- (オ) 成果品の完成確認及び引渡し
- (カ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(7) 用語の定義

ア 担当職員及び施設担当者

「担当職員」とは、発注者が甲府市総務部契約管財室管財課に配置し、必要な打合せ、協議確認等の業務を遂行し、本業務全体を取りまとめ、受注者との窓口になる者をいう。また、現地立会等施工に係る事項全般を担当する、甲府市まちづくり部まち整備室建築営繕課の職員は「建築営繕課」という。

「施設担当者」とは、各々が所管する施設を管理する者をいう。

イ 施工計画書

「施工計画書」とは、施工に必要な使用器具提案、現場体制、計画工程、試験計画、緊急時の体制、建設副産物の処理方法等を定めた書類をいう。

ウ 監理報告書

「監理報告書」とは、施工監理に必要な日報、月報、段階確認報告、材料検査報告、議事録等を定めた書類をいう。

(8) 遵守すべき法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示す通りである。この他、本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者がその許認可を取得しなければならない。

- ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）
- ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- オ 消防法（昭和23年法律第186号）
- カ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- キ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

ク 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年省令第52号）

（9）参考図書

本事業の実施にあたり、一般的な仕様は次に示す図書の最新版を参考とする。

下記に該当しない場合は、別途打ち合わせにより決定するものとする。

- ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ウ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- エ 内線規定（J E S C 日本電気技術規格委員会規格）
- オ 公共建築工事積算基準
- カ 建築設備設計基準
- キ 電気設備工事監理指針

2. 要求水準

受注者は、対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて自ら行った提案を基に、本事業に係るLED照明器具の更新について、発注者と合意した内容で実施すること。また、保守・運用については本業務の対象外であるが、本要求水準を満たさない故障や障害発生時の対応と復旧時間を十分考慮し、サポート体制を執ること。

施工監理業務及び施工業務に携わる者は、建設業法をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

（1）現地調査・設計に関する要求水準

- ア 受注者は、設計に必要な調査業務及び設計業務のスケジュールや業務体制等を示した調査・設計計画書を作成し、建築営繕課に提出すること。なお、提出時期については、協議のうえ決定する。
- イ 受注者は、発注者から貸与された施設の照明設備の資料に基づき、全施設、全照明設備の現地調査を行い、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ウ 現地調査においては、施工範囲における天井材等のアスベスト調査も実施する。調査は大気汚染防止法に基づく有資格者に行わせるものとし、アスベストの含有が確認された場合は、担当職員に報告し設計に反映させること。ただし、建設年度等により含有していないことが明らかな場合は、この限りではない。
- エ 現地調査後、公募時の提案書及び調査・設計計画書を基に、使用器具提案、現場体制、計画工程、試験計画、緊急時の体制、建設副産物の処理方法等を含めた施工計画書を作成し、建築営繕課の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。
- オ LED更新作業にあたっての安全管理については、建築営繕課及び施設担当者と十分に協議を行い、施工計画書に反映させること。安全確保に必要な措置については、受注者の負担で行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故についても、受注者の負担で行うものとする。
- カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う負担は受注者によるものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、建築営繕課及び施設担当者で調整のうえ、施工計画書に反映させること。
- キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に建築営繕課及び施設担当者で調整のうえ、施工計画書に反映させること。

- ク 既設照明器具及び蛍光管等の撤去後の処分方法について、施工計画書に記載すること。
- ケ 停電等で運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に建築営繕課及び施設担当者と調整すること。
- コ LED更新作業後の試験方法について、施工計画書に記載すること。

(2) 機器に関する要求水準

ア 一般事項

- (ア) 更新する新規設備の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様（各工事編）」に準ずること。
- (イ) 更新する新規設備等はすべて新品とし、設置スペース、イニシャルコスト、ランニングコスト、電力デマンド、環境性、防災性等について配慮するとともに、新技術を積極的に導入すること。
- (ウ) 対象施設が、公共施設であることを踏まえ、レジリエンス強化に配慮した設備とし、設備の設計にあたっては、防災性及び安全性の観点から、耐震、対火災、対浸水、耐風、耐雪・耐寒、耐落雷及び建物の荷重等を踏まえた設備とすること。
- (エ) 経済性に関する観点から、新規設備の耐用・耐久性や保全性等を踏まえ、維持管理費の抑制と更新等に要する費用の縮減に配慮した設備とすること。
- (オ) 環境負荷低減の観点から、設置する設備は省エネルギータイプ（高効率型器具）を使用する。
- (カ) 設備更新にあたっては、各施設の運営等に支障をきたさないことや、施設利用者等の安全に十分配慮したうえで実施すること。
- (キ) 公共施設用照明器具（J I L 5 0 0 4）を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績があるメーカーの製品であること。
- (ク) I S O 9 0 0 1（品質）及びI S O 1 4 0 0 1（環境）認証を取得した工場で生産された製品であること。
直管LEDランプはJ I Sで規定されているものであること。
- (ケ) 原則、既設照明設備をすべてLED化するものとし、管球を取外し、点灯を間引きしている箇所については、建築営繕課と協議のうえ、更新箇所等の方針を決定すること。
- (コ) 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- (サ) 一つのメーカーがすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、引渡し後に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）毎に同一メーカーの製品でまとめること。
- (シ) 照明器具の保証期間は最低1年とし、保証期間内については交換費用も受注者において負担するものとする。なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため本事業の補償対象としない。保証期間の始期は別途協議による。
- (ス) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (セ) 既存電線や吊りボルト、スイッチ類は再使用可能とし、電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており十分耐えうるものではない場合は、建築営繕課と協議のうえ、交換又は補強等をおこない安全性を確保すること。

イ LED灯具の性能・構造

- (ア) 基準照度は、JIS Z 9110：2024 照明基準総則による。
- (イ) 照明器具は、原則としてLED照明器具とし、省エネ、省CO₂化に配慮したものとする。(外灯、避難誘導灯、非常用照明を含む。)
- (ウ) 照明器具は、本体とランプ一体型又はLEDランプ専用器具とし、既存照明の改造等によるLED照明ではない(器具ごと交換する)ものとする。
- (エ) 入力電圧は既存器具の電圧により、周波数 50Hz、色温度は昼白色(5,000K相当)を基本とし、和室などの空間と調和させる必要がある場合は、電球色(3,000K相当)を選定することも可能。
- (オ) 外灯設備は、立地条件や周辺環境との調和を考慮し、近隣に対して光害を与えないよう照明の配置等を考慮すること。(建物外壁照明、駐車場、植栽帯照明、駐輪場等)
- (カ) 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同等の仕様とする。光色、照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認すること。
- (キ) LED照明器具の使用については、ちらつきや電波雑音等の問題を生じないこととする。
- (ク) 光源(LED)40,000時間以上(光速維持率85%以上)の製品であること。
- (ケ) 交換した照明器具において、(カ)で示す点灯時間に満たない間に故障や玉切れ等が生じた場合、無償で交換を行うこと。また、LED更新後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

(3) 更新業務に関する要求水準

- ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、電気設備技術基準等の関係法令を遵守すること。
また、上記以外の作業(足場の設置等)については、建築営繕課及び施設担当者と協議をし、施設運営に支障のない施工を行うこと。
- イ LED器具の支持については既設支持材(吊りボルト等)の再利用を可能とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の更新を必ず行うこと。また、既設支持材が無い場合は、安全に配慮した施工方法で行うこと。
- ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。状況に応じてリニューアルプレートを使用することも可能とし、事前に建築営繕課と協議を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。
- エ 誘導灯及び非常照明器具のLED照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて消防本部と協議を行ったうえで、器具選定を行うものとする。
- オ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真にて報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真にて報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性が有る場合は、施工前に建築営繕課へ現状の照度以上となる提案を行うこと。
- カ 撤去した既設照明器具については、数量等をまとめたものを報告書として提出すること。
- キ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についてもすべて新品を使用すること。
- ク 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、

各施設関係者と協議のうえ、その方法について決定すること。また、決定した内容について、建築営繕課に連絡をすること。

ケ 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないように努めること。

コ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

サ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者による施工とする。

(4) 工事監理に関する要求水準

ア 施工開始前

- (ア) 施工監理を担う事業者は、施工計画書に基づき、施工監理に必要な日報、月報、段階確認報告、材料検査報告、議事録報告等の作成計画をまとめた監理計画書を作成し、建築営繕課の確認を受けること。
- (イ) 施工役割を担う事業者と、建築営繕課の双方で事前に協議を行い、施工計画書について照査すること。
- (ウ) 施工監理を担う事業者は、施工計画書に基づき、各種照明機器及び関連部材の調達可能時期、施工開始時期、及び施工完了時期を確認し、工事工程表の見直しが必要な場合は、速やかに施工計画書の修正を指示し、建築営繕課に報告すること。

イ 施工中

- (ア) 施工監理を担う事業者は、施工中は各現場を定期的に巡回し、安全管理体制の確認と作業進捗確認を行い、毎月担当職員及び建築営繕課に報告すること。
- (イ) 計画どおりの進捗が図られていない場合や工事が遅延する恐れがある場合は、速やかに現場責任者と協議を行い、建築営繕課に報告すること。
- (ウ) 各施設の施工終了時においては、現地の仕上がり状況を確認し疑義がある場合は是正の指示を行い、その処理状況を再度確認すること。
- (エ) 施工監理を担う事業者は、施工計画書の手順や内容に沿った施工や、仕様書に定められた施工を実施しているかを確認し、その結果を記録すること。
- (オ) 担当職員及び建築営繕課との協議、提出、提示等について、事前に調査・設計及び工事監理役割を担う事業者が内容を審査し、必要に応じて是正等を指示すること。また、その是正状況を確認した後、担当職員及び建築営繕課との協議等を主体的に行うこと。

ウ 報告書作成

- (ア) 施工監理を担う事業者は、施工前に作成した監理計画書を基に、日報、月報、段階確認報告、材料検査報告、議事録等を定めた書類に施工内容を反映させた監理報告書を作成し、完成書類として担当職員及び建築営繕課に提出すること。

3. 検査

(1) 受注者の自主検査

受注者は、設計・施工全ての業務について、自主検査を行い、検査結果を建築営繕課に報告すること。

(2) 発注者の検査

ア 受注者は、設計が完了した施設を複数まとめて建築営繕課の検査を受けることができる。なお、当該検査において指摘事項があった場合は直ちに手直しすること。また、当該検査に合格した施設は速やかに施工業務に取りかかること。

イ 受注者が発注する材料は、発注前に建築営繕課へ材料承認を届出し、承諾を得たものを使用すること。搬入検査については、基本的に担当職員及び建築営繕課の立会は行わないため、受注者が自主検査を行い監理報告書内で自主検査報告を提出すること。ただし、建築営繕課の立会が必要な場合は適時相談の上、建築営繕課立会により搬入検査を行うこと。

ウ 本事業は、工事が完了した施設から部分引渡しを行うが、建築営繕課の指定した施設については建築営繕課立会の下、下検査・部分検査を受けること。なお、当該検査において指摘事項があった場合は、直ちに手直しすること。

エ 受注者は、全施設の工事が完了したときは、その旨を本市に通知すること。本市は通知を受けた日から14日以内に受注者の立会の上、工事の完了を確認するための完了検査を行う。

受注者は完了検査に際し、第4章に記載する完成図書一式を提出すること。なお、当該検査において指摘事項があった場合は直ちに手直しすること。

4. 完成図書及び完成図

L E D照明器具の更新作業完了後に以下の書類等を各施設単位で作成し、提出又は検査時に提示するものとする。提出については、原則として紙媒体とするが、工事写真については電子データをメディア媒体に記録したものでより提出も可とする。

(1) 完成図書（各施設単位で1部提出）

- ・照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・アスベスト含有・処理に関する報告書（該当のあった場合）
- ・工事写真（納品方法については、甲府市建設工事写真電子納品要領による。）
- ・工事打合簿
- ・作業月報及び作業工程表（月間）
- ・施工計画書
- ・監理報告書
- ・機器取扱説明書
- ・保証書
- ・施工体制台帳及び施工体系図

(2) 検査時提示書類（提出不要）

- ・官公庁届出書の写し
- ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・産業廃棄物管理票の写し
- ・産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写し
- ・出荷証明書

(3) 完成図（配電図、電灯平面図、灯具姿図等）

- ・電子データ（JW-CADデータ及びPDFデータ）
- ・紙媒体（各施設毎に2部）

5. その他

- (1) 受注者は、施工した照明器具の使用について、速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障をきたす場合は、速やかに担当職員及び建築営繕課に連絡をすること。
- (2) 本書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当職員及び建築営繕課と協議すること。
- (3) 本市と受注者の責任分担は、次の表「予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、契約締結後に分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

「予想されるリスクと責任分担」

区分	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				本市	受注者
共通 区分	1	募集要項	募集要項、要求水準書等の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	2	応募	応募費用の負担		○
	3	資金調達	事業に必要な資金の確保		○
	4	契約	市の責に帰すべき事由により事業契約ができない場合	○	
	5		事業の責に帰すべき事由により契約が結べない場合		○
	6	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	7	安全性の確保	本事業における安全性の確保		○
	8	環境の保全	本事業における環境の確保		○
	9	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	10	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民対応	○	
	11		上記以外の調査・設計、施工に関する住民対応		○
	12	第三者賠償	受注者が行う調査・設計、施工、設置した器具の不具合に起因し第三者に損害を及ぼした場合		○
	13		その他事由により第三者に損害を及ぼした場合	○	
	14	債務不履行	市の責に帰すべき事由による債務不履行	○	

	15		受注者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	16	不可抗力	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるもの	○	○
	17	物価変動	急激なインフレ・デフレ（契約額に対して影響のあるもののみ）	○	○
	18	仕様変更	市の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合	○	
	19		受注者の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合		○
	20	支払遅延・不能	本市から受注者へ支払いの遅延・不能によるもの	○	
調査 設計 及び 施工	21	設計変更	市の責に帰すべき事由により設計の変更を行う場合	○	
	22		受注者の責に帰すべき事由により設計の変更を行う場合		○
	23	設計施工遅延	市の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事業契約に規定された完成時期より遅延する場合	○	
	24		受注者の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事業契約に規定された完成時期より遅延する場合		○
	25	資材置き場等の確保	用地の確保		○
			施設内での置場確保	○	○
	26	建設コストの増大	市の責に帰すべき事由による施工費用等が増大する場合	○	
	27		受注者の責に帰すべき事由による施工費用等が増大する場合		○
	28	性能	要求水準不適合（契約満了後に機器が所定の性能を達成しないことが発覚した場合も含む。）		○
	29	設備の損傷	設備引渡し前に生じた工事目的物や材料などの損傷、破損が生じた場合		○
30	施行監理	施行監理により生じた施工費、工期が増大した場合		○	

6. 問合せ先

○ 募集要項及び様式集の内容について

〒 400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市役所本庁舎 5 階

甲府市役所総務部契約管財室管財課管財係

TEL : 055-237-5326 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp

○ 本要求水準書の内容について

〒 400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号甲府市役所本庁舎 7 階

甲府市役所まちづくり部まち整備室建築営繕課設備係

TEL : 055-237-5864 E-mail : zaisanky@city.kofu.lg.jp